

令和6年度全日本ジュニアバドミントン選手権大会滋賀県予選会実施要項

1. 主催 滋賀県バドミントン協会
2. 主管 滋賀県バドミントン協会 選手強化部・ジュニア連盟
3. 種目 ジュニア新人の部 男・女 単  
ジュニアの部 男・女 単, 複
4. 期日等 8月14日(水) 9:00～ 場所: 東近江市能登川アリーナ  
(実施種目)ジュニアの部 男女複 ジュニア新人の部 男女単  
  
8月15日(木) 9:00～ 場所: 東近江市能登川アリーナ  
(実施種目)ジュニアの部 男女単
5. 参加資格
  - ・令和6年度県協会登録済の者
  - ・滋賀県代表選手として全日本ジュニア選手権で戦う意志のある者

【ジュニア新人の部】中学校2年生以下(小学生を含む)

  - ① 令和6年度県協会強化指定選手
  - ② 令和6年度全国小学生ABC大会県最終予選Aクラス2位以内の者
  - ③ 令和6年度春季中学総体単8位以内,複4位以内の者
  - ④ 令和6年度県総合選手権一般の部単16位,複8位以内の者  
ジュニアの部A単8位以内,複4位以内の者  
ジュニアの部B単4位以内,複2位以内の者
  - ⑤ 小学生連盟, 中体連から推薦され選手強化部が認めた者

※①～⑤のいずれかに該当する者

【ジュニアの部】高校2年生以下(中学3年生以下を含む)

I.単

  - ① 令和6年度県協会強化指定選手
  - ② 令和6年度春季中学総体単4位以内の者
  - ③ 令和6年度春季高校総体単16位以内の者
  - ④ 令和6年度県総合選手権一般の部単16位以内の者
  - ⑤ 小学生連盟, 中体連, 高体連から推薦され選手強化部が認めた者

※①～⑤のいずれかに該当する者

II.複

  - ① 令和6年度県協会強化指定選手
  - ② 令和6年度春季中学総体複4位以内の者
  - ③ 令和6年度春季高校総体複16位以内の者
  - ④ 令和6年度県総合選手権一般の部複16位以内の者
  - ⑤ 小学生連盟, 中体連, 高体連から推薦され選手強化部が認めた者

※①～⑤のいずれかに該当する者。

有資格者内でのペアの組み替えは可能です。

6. 競技規則 (公財)日本バドミントン協会現行規則並びに大会運営規定による
7. 競技方法
- ・各種目共にトーナメント方式とする
  - ・組合せは滋賀県バドミントン協会に一任のこととする
  - ・結果により、ジュニア新人の部男女各2名、ジュニアの部男女各1単1複を本選へ推薦する。
  - ・選考上必要な場合に3位決定戦,2位決定戦を行う。
8. 参加料 1種目1人 1,500円  
参加料は振り込みとする。(振込手数料は参加者の負担とする)  
※チーム名で振り込むこと。  
振り込みは令和6年7月29日(月)厳守とする。
- |      |                   |        |
|------|-------------------|--------|
| 振込先  | 滋賀銀行唐崎支店          | 店番 115 |
| 口座番号 | 592502 (普通)       |        |
| 口座名義 | 滋賀県バドミントン協会 大会参加料 |        |
9. 申込方法 各チーム責任者で取りまとめて所定の申込様式にてEメールで下記まで申し込むこと。  
【Eメール】 [shigabad.junior@gmail.com](mailto:shigabad.junior@gmail.com)  
申し込みを確認した旨のメールを2日以内に返信する。返信が確認できない場合は担当まで連絡すること。なお、ジュニア連盟のメールアドレスで受信できない場合は、申込者の責任とする。(主催者はその責任を負わない)  
担当：滋賀県バドミントン協会ジュニア連盟 村上 隆三
10. 申込期限 令和6年7月28日(日)
11. その他
- ①本選の要項により、参加資格等について変更する場合がある。
  - ②ジュニアの部において、全国中学校大会結果で本選出場権獲得者が出た場合は、該当者を除く予選会結果順に本選へ推薦する。
  - ③ジュニア新人の部において、全国ABC大会結果で本選出場権獲得者が出た場合は、該当者を除く予選会結果順に本選へ推薦する。
  - ④当日の疾病及び傷害について主催者は一切責任を負わないが、参加者全員、県協会負担にて傷害保険に加入する。
  - ⑤大会結果を本協会各連盟及び報道機関に提供する場合がある。  
また、試合結果をホームページに掲載する場合がある。  
(同意されない場合は、申し込み時にその旨連絡すること)
  - ⑥監督・コーチは事前登録制とし、令和6年度協会登録済みの者とする。  
また、コーチ席でのコーチングは公認指導者資格又は審判資格を有する者のみ可能とする。